

稲作構造改革促進交付金の20年度予算のうち54億円分について

1 趣旨

- ・水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策において、万が一、収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える減収に対して、農家の積立金の拠出なしに国の負担分のみによる補てんを行う特別な措置を講ずることとした。
- ・担い手以外を対象とした稲構においても、この収入影響緩和対策の特別な措置に合わせ、19年産米を対象とした追加支援を緊急に行う。

2 事業内容

〔支援の対象と内容〕

- ア 収入減少影響緩和対策において10%を超えた減収に対応した特別な措置が行われる地域(すなわち、米価下落に伴う減収が大きい地域)のみを対象地域とする。
- イ その上で、支援の対象となる農業者は、①生産調整実施者、②集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者、③品目横断的経営安定対策に加入していない者、の全てを19年産において満たしている者とする。(19年度予算による米価下落に伴う支援と同じ対象者要件)
- ウ 支援内容は、19年度予算による米価下落に伴う支援への追加支援である。
- エ ただし、19年度の稲構の予算の全額を産地づくり交付金に融通した地域(稲作構造改革促進事業を実施しなかった地域)であっても、上記アを満たしていれば、当事業による支援の対象とする。
- オ 米価下落に伴う緊急支援であることから、当事業の財源として交付された資金を産地づくり交付金に融通することは認めない。

〔支援の水準等〕

- 力 国から都道府県への予算配分は、当事業が収入減少影響緩和対策の特別な措置に合わせて実施するものであること及び都道府県ごとの減収の度合いに応じた配分を行う必要があることから、以下の式により行う。

$$\text{配分額} = 19\text{年度予算の一般部分の交付実績} \times \left[\frac{\text{収入減少影響緩和対策における国の拠出額 (10\%を超えた減収に対応した特別な措置を含む)}}{\text{収入現象緩和対策において 農業者1:国3の割合で拠出した場合の国の拠出額}} - 1 \right]$$

- キ 農業者への支援を行う時期は、収入影響影響緩和対策と同時期を予定している。

3 54億円の根拠

本年11月末時点の米価水準をもとに、上記2の力で示した国から都道府県への予算の配分式と同様の方法で各都道府県の所要見込み額を算出し、それを積み上げることによって国の所要見込み額54億円を積算したものの。

事 務 連 絡
平成19年11月30日

各県水田農業推進協議会 事務局長 様

東海農政局食糧部計画課長
東海農政局生産経営流通部農産課長

産地づくり計画書における稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の
助成水準に係る変更申請について

日頃から、米政策改革の推進について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、先日実施した稲作構造改革促進交付金のうち稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の活用状況調査（営農計画書の主食用等水稻作付面積による助成水準の補正）の結果を分析したところ、産地づくり計画における稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業として米の生産調整の的確な実施を図り、米価の下落等による影響を緩和する、及び担い手への農地の集積を促進するという趣旨に沿えず、活用額が米価下落対策に十分に活用されていない地域水田農業推進協議会（以下、「地域協議会」という。）が見受けられました。

当局管内の地域協議会における稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についても、産地づくり計画書策定時に見込まれた助成水準に乖離が生じ、補正をする必要が生じているものと考えられますが、現在の産地づくり計画書のままでは、水田農業構造改革対策実施要綱及び同要領の趣旨に沿った米価の下落対策に十分に活用できず、事業の円滑な実施が困難となる地域協議会が出てくる懸念されます。

ついては、これに対処するため、営農計画書提出後の稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の対象面積（又は出荷契約数量等を基に算出した対象面積）が確定し、産地づくり計画書策定時に見込んだ助成水準を補正する必要がある場合に限り、産地づくり計画書の変更を認める（変更を認めるのは別紙で示している部分のみであり、産地づくり交付金本体部分等他の部分の変更は認めない。）こととしますので、各県水田農業推進協議会におかれましては、本件の趣旨を地域協議会に周知していただくとともに、産地づくり計画書の変更を希望する地域協議会がありましたら、助成金請求前までに変更協議申請が行われますよう、地域協議会に対してご指導願います。